

国官技第 328 号
令和 2 年 2 月 13 日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について

土木工事工事費積算要領及び基準の運用については、平成 31 年 3 月 12 日付け国官技第 372 号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2020（令和 2）年 4 月 1 日より適用する。

なお、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定について（平成 31 年 3 月 12 日付け国官技第 372 号）は、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止する。

土木工事工事費積算要領及び基準の運用

土木工事工事費積算要領及び基準（平成28年3月14日付国官技第347号）第4の工事費積算要領及び基準の運用は、これに定める。

第1章 総 則

① 適用範囲等

1. 適用範囲

本運用は、国土交通省直轄の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、本運用によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事については、別途の定めによるものとする。

2. 基準の適用

工事費の積算における基準は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における最新の基準を適用する。

3. 設計書の作成

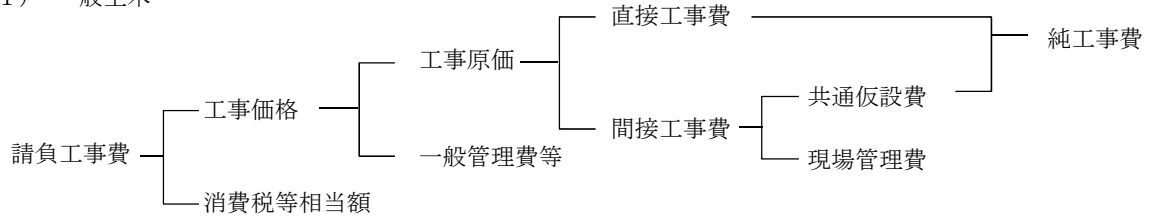
設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究を行い、明確に作成しなければならない。

② 請負工事の工事費構成

1. 工事費の基本構成

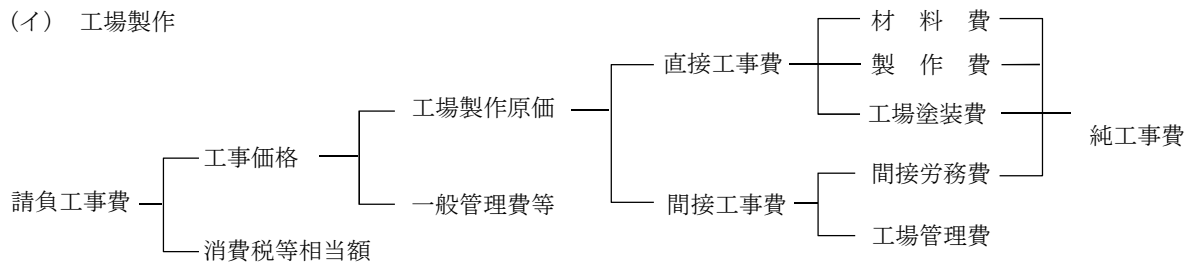
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

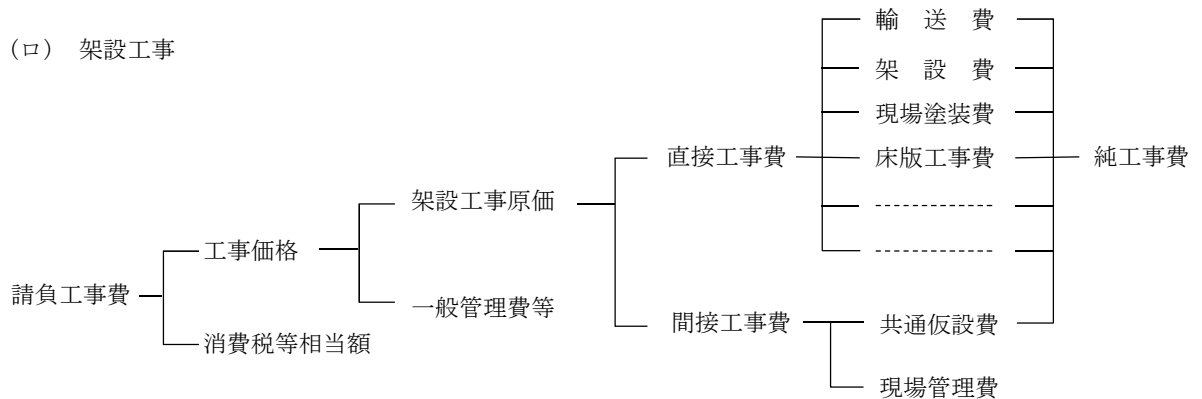


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作

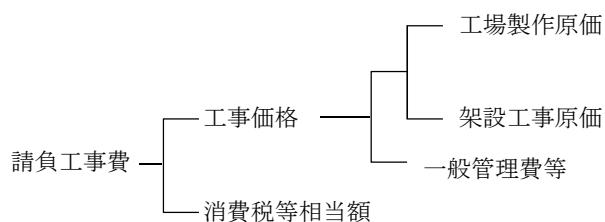


(ロ) 架設工事



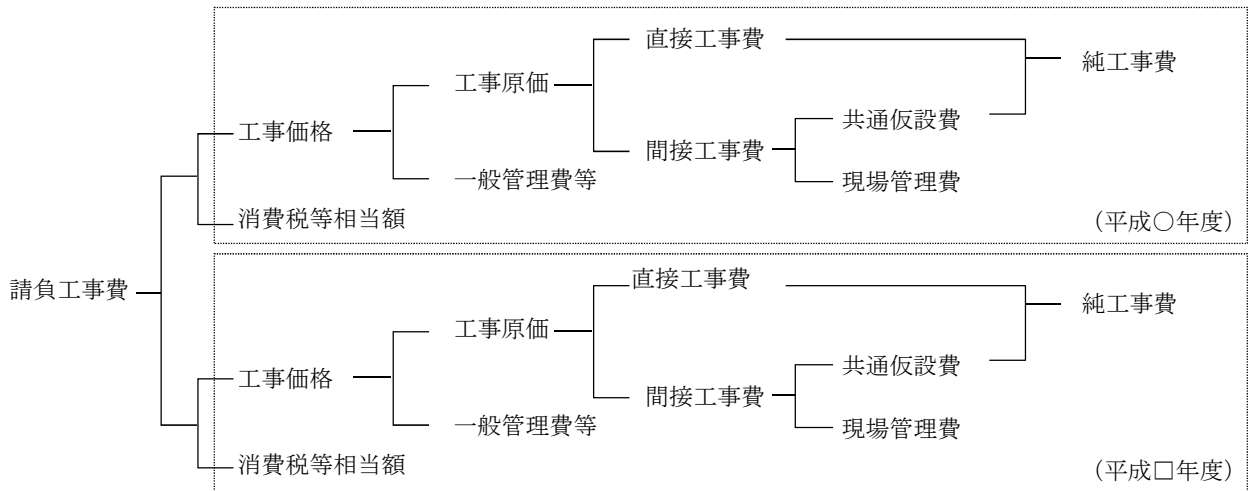
(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



(3) 維持工事（複数年度の国債工事）

工種区分が道路維持工事又は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年度に渡って工期を設定し、発注する場合は、次のとおり年度毎に工事内容を分けて積算するものとする。（2カ年国債の例）



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、「第2章 工事費の積算」の「①直接工事費」による。

(2) 間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に分類し、それぞれの構成する費目について積算するものとする。

イ) 共通仮設費は、工事施工にあたって、工事目的物の施工に間接的に係る費用とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「2. 共通仮設費」による。

ロ) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、「第2章 工事費の積算」の「②間接工事費」の「3. 現場管理費」による。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費を構成する各費目及び付加利益について積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「①一般管理費等」による。

(4) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税等相当分を積算するものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」の「②消費税等相当額」による。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1. 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。

なお、設計単価は、各地方整備局等（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に各地方整備局等の担当課（以下「本局担当課」という。）と協議のうえ別途決定する。

1) 局設定単価による場合

(イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。

局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ) 1)の方法によりがたい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500円（有効桁3桁） 積算資料 34,000円（有効桁2桁）

平均額 33,750円

決定額 33,700円（有効桁3桁、4桁以降切り捨て）

<例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価 560円（有効桁2桁） 積算資料 570円（有効桁2桁）

平均額 565円

決定額 565円（最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て）

(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

3) 局特別調査単価（定期調査）による場合

(イ) 1)及び2)によりがたい場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。

局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、通知する単価である。

(局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)

4) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合

(イ) 1)、2)及び3)の方法によりがたい場合は、局特別調査（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。

なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。

(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

- ① 調達価格（材料価格×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、または1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。

- ② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

- ③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。

- ④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

5) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

2. 歩掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。

ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。

3. 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(4)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯（8 h～17 h）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

(イ) 深夜時間（22 h～5 h）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯（8 h～17 h）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8 h＋休息时间1 h）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22 h～5 h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあって所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕

3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8 h～17 h）をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕

(イ) 所定労働時間内で17 h～20 h及び6 h～8 hにかかる時間帯は、基準額とする。

(ロ) 所定労働時間内で20 h～6 hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。

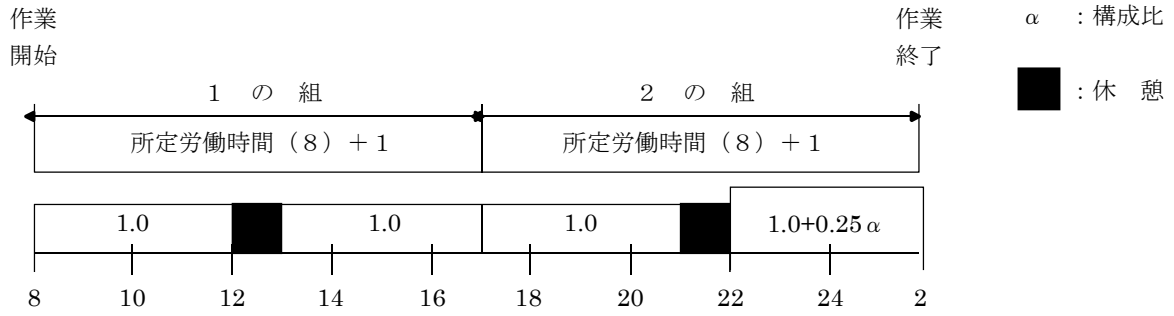
ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。

(4) 休日作業の労務単価

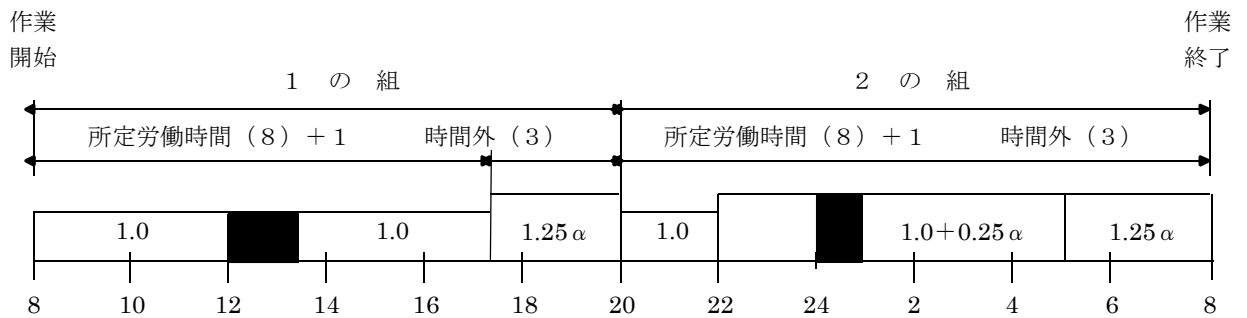
緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。

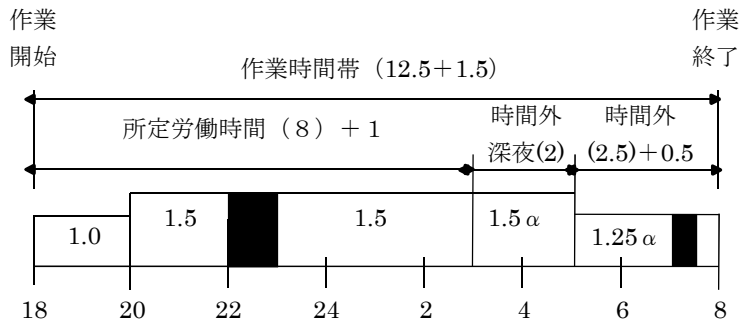
[例-1]



[例-2]



[例-3]



4. 直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。

(1) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。

(2) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。

(3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

5. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等とその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)

単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数点第1位四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

5) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第3章 一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

6. 注意事項

(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について

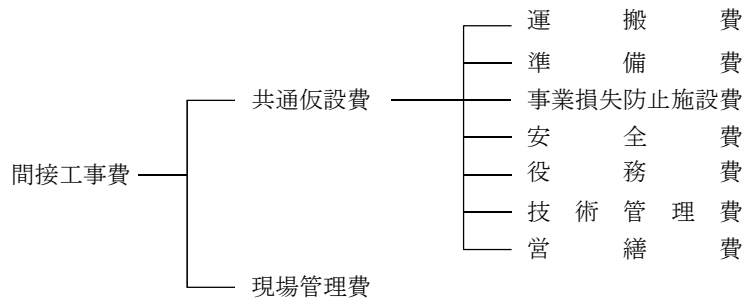
諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。

計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。

② 間接工事費

1. 総則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



2. 共通仮設費

(1) 工種区分

共通仮設費は、表－1に掲げる区分ごとに算定するものとする。

- 1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- 2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。
- 3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(2) 算定方法

共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{対象額 (P)} \times \text{共通仮設費率 (Kr)} + \text{積上げ額}$$

1) 率計算による部分

下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。

対象額 (P)

$$= \text{直接工事費} + (\text{支給品費} + \text{無償貸付機械等評価額}) + \text{事業損失防止施設費} + \text{準備費に含まれる処分費}$$

(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。

- a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費
- b. 上記aを支給する場合の支給品費
- c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価(工場製作品を含む。)
- d. 大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤、鋼製スリット堰堤、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)

(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は、「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。

また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。

(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は、次式によりおこなうものとする。

$$\left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械等評} \\ \text{価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種、同型} \\ \text{式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]$$

(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)

(ニ) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は、発注形態別に次表によるものとする。

形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
製作＋輸送＋架設等	○	○	○
製作＋輸送	×	○	○
輸送＋架設等	○	○	○
輸送	×	○	○
架設等	○	○	○

○対象とする ×対象としない

(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。

2) 積上げ計算による部分

現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

3) 条件明示

安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。

4) 適用除外

この算定基準によることが困難又は不相当であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。

5) 間接工事費等の項目別対象表

間 接 工 事 費 等		共 通 仮 設 費	現 場 管 理 費	一 般 管 理 費 等
対象額		対 象 額	直接工事費+共通 仮設費=純工事費	純工事費+現場 管理費=工事原価
項 目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料 の取扱いは、(注)(ト)参照)		
支 給 品 費 等	桁 等 購 入 費	×	○	×
	一 般 材 料 費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋門扉等工場原価		×	×	○
現場発生品		×	×	×
ダ ム 工 事	支給電力料 (基本料金含む)	×	×	×
	無償貸付機械評価額	○	×	×

○対象とする ×対象としない

- (注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。
- (ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。
- (ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。
- (ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆L型、WF型)、オーバーヘッド式〕しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤(鋼管フレーム型、バットレス型)、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。(t当り製作単価として取扱う場合)
- (ホ) 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。
- (ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。

(ト) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。
 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。
2. 処分費を計上する場合は、単価登録すること。
 3. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

表－１ 工種区分

工種区分	工 種 内 容
河川工事	<p>河川工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする</p>
河川・道路 構造物工事	<p>河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 <p>ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(閘)門工については「海岸工事」とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3. ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1、2及び3に類する工事 <p>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く</p>
海岸工事	<p>海岸工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(閘)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事</p> <p>河川高潮対策区間の河川工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(閘)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
道路改良工事	<p>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</p>
鋼橋架設工事	<p>鋼橋等の運搬架設に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) <p>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</p>
PC橋工事	<p>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事 2. プレキャストセグメント構造のPC橋工事

工種区分		工 種 内 容
橋梁保全工事		橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)
舗装工事		舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く
共同溝等 工 事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事		トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本土工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く
砂防・地すべり等 工事		砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事
道路維持工事		道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工※1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修※2に関する工事 3. 道路標識※1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵※1、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用
河川維持工事		河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事

工種区分	工 種 内 容	
下水道 工事	(1)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1 (第1表~第4表) の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事	2.0	1
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
大都市(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1)、(2)を対象とする。	鋼橋架設工事	1.5	2
		舗装工事		
		電線共同溝工事		
		道路維持工事 下水道工事(1)、(2)		
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.4	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。)	電線共同溝工事	1.4	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.4	3
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.3	4

一般交通影響有り (1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.3	5
一般交通影響有り (2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.2	6
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	1.2	7
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.3	8

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

ロ) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(K r) × 施工地域を考慮した補正係数

ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表～第5表)による。

2) その他

イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

工種区分	対象額	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50

第2表

工種区分	対象額	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

第4表

工種区分	対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

工種区分	対象額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88

(1) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

ただし K_r : 共通仮設費率(%)

P : 対象額(円)

A・b : 変数値

注) 1. K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2-2 運搬費

(1) 運搬費の積算

運搬費として積算する内容は次のとおりとする。

1) 建設機械器具の運搬等に要する費用

- (イ) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- (ロ) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬
- (ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
- (ニ) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬
- (ホ) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬
ただし、支給品及び現場発生品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。
- (ヘ) 建設機械の自走による運搬
- (ト) 建設機械等の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用
- (チ) 質量20 t以上の建設機械の現場内小運搬

2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)

3) 1)~2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

4) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

(2) 積算方法

1) 共通仮設費に計上される運搬費

(イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- a. 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む)
- b. 器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、作業車(PC橋片持ち架設工)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬
- c. 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80 t以上は、積上げるものとする。)
- d. 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用
- e. 質量20 t以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。
- f. 上記(1)、(1)、(ハ)の中で、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20~50 t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20~70 t吊)の分解・組立及び輸送に要する費用

(ロ) 積上げ項目による運搬費

- a. 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。
建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。
- b. 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。
- c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用
(運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。)
- d. 上記(イ)及び(ロ)a~cにおける自動車航送船使用料に要する費用
(運搬中の本体賃料・損料を含む。)

2) 直接工事費に計上される運搬費

- a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
- b. 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

質量20 t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = [A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \cdot C_2 + A_3 \cdot C_3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K') \text{)}$$

ただし、 U_k ：貨物自動車による運搬費

A1：基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。

また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

A2：悪路割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。

A3：冬期割増区間基本運賃料金

各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。

B：諸料金

a. 地区割増料……適用する。

貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸し切り運賃」の地区割増料を加算する。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。

b. 車両割増料……適用しない。

$C_1 \sim C_4$ ：運賃割増率（表3.1）

C_1 ：特大品割増

C_2 ：悪路割増

C_3 ：冬期割増

C_4 ：深夜早朝割増

その他の割増率は適用しない。

D：運搬車両の台数

1を代入する。

M：その他の諸料金

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a 荷役機械使用料

b 自動車航送船使用料

c 有料道路利用料

d その他

K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）

K' ：運搬される建設機械の運搬中の損料（円）

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「1）運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。

*建設機械運搬方法等は表3.2による。

*端数処理

輸送費（基本運賃料金×運賃割増率）及び諸料金（B）は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に、10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え1,000円未満の端数は、1,000円にそれぞれ切上げる。

表3.1 運賃割増率

割増項目	適用範囲		割増率	
特大品割増 (C ₁)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増	
		15t以上	7割増	
	鋼橋、 水閘門等 (注)3	単体の長(m)	単体の質量(t)	—
		12 ≤ L < 15	1 ≤ G < 15	8割増
		15 ≤ L < 20	—	10割増
20 ≤ L	15 ≤ G	12割増		
悪路割増 (C ₂)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る。		3割増	

冬期割増 (C ₃)	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率
	地 域	期 間	
	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日		

深夜早朝割増 (C ₄)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
-----------------------------	----------------------	-----

- (注) 1. 鋼橋の輸送、水閘門については別途計上するものとし、その他については上記運搬費で計上するものとする。
 2. 誘導車、誘導員の費用は特大品割増に含む。
 3. 特大品割増(C₁)で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。
 4. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。

1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料(K)及び損料(K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料(円)×運搬に要する日数(日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料(円)×運搬に要する日数(日)

$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料(円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

L：運搬距離(km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度：(30 km/h)

- (注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。
 2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30 km/hを標準とする。
 3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。
 なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料(K)が考慮されている。

表 3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考
		速 度 (km/h)	労 務	車 種	機 械 質 量 (t)	
路 面 切 削 機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	28.50	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00	
ス タ ビ ラ イ ザ (路 床 改 良 用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70	
自 走 式 破 碎 機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00	
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70	
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機 (硬 質 地 盤 専 用)	鋼矢板V _L ・VI _L ・Ⅱ _w ・Ⅲ _w ・Ⅳ _w 型用			R	37.90	
バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	山積0.4 m ³ /平積0.3 m ³			R	22.00	

- (注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。
 2. 車載のRはトレーラである。
 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

(4) 仮設材等の運搬

1) 仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費用

仮設材の運搬は、次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃（円／t）

下表によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

基本運賃表

(単位：円／t)

距離	製品長		12m以内		12m超～ 15m以内		15m超	
10kmまで			4,350	(3,410)	4,800	(4,030)	7,010	(5,180)
20 "			4,660	(3,570)	5,170	(4,240)	7,470	(5,510)
30 "			5,000	(3,850)	5,480	(4,510)	7,990	(5,860)
40 "			5,380	(4,070)	5,900	(4,760)	8,490	(6,190)
50 "			5,750	(4,420)	6,310	(5,140)	9,040	(6,630)
60 "			6,120	(4,700)	6,760	(5,490)	9,590	(7,060)
70 "			6,540	(5,070)	7,180	(5,890)	10,100	(7,520)
80 "			6,900	(5,330)	7,570	(6,190)	10,600	(7,900)
90 "			7,220	(5,610)	7,940	(6,520)	11,100	(8,310)
100 "			7,620	(5,900)	8,380	(6,840)	11,700	(8,750)
110 "			7,960	(6,250)	8,730	(7,200)	12,200	(9,180)
120 "			8,300	(6,490)	9,080	(7,470)	12,700	(9,550)
130 "			8,700	(6,780)	9,510	(7,790)	13,300	(9,940)
140 "			9,040	(7,020)	9,850	(8,060)	13,800	(10,300)
150 "			9,370	(7,290)	10,200	(8,360)	14,400	(10,700)
160 "			9,820	(7,530)	10,600	(8,630)	14,900	(11,000)
170 "			10,000	(7,790)	10,900	(8,910)	15,400	(11,400)
180 "			10,300	(8,020)	11,200	(9,180)	15,800	(11,700)
190 "			10,700	(8,290)	11,800	(9,470)	16,800	(12,100)
200 "			11,100	(8,560)	12,100	(9,780)	17,300	(12,500)
200kmを超え 20kmまでを増すご とに			677	(447)	802	(558)	1,080	(738)

(注) 1. 北海道・東北・北陸・中国・四国・九州・沖縄の7地方整備局等は()内の運賃を適用する。

ただし、沖縄については、100km以下のみ適用とし、100km以下を超える場合は別途考慮する。

2. 発地・着地で地方整備局が異なる場合は、発注機関の存在する整備局を適用する。

3. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

4. 誘導車、誘導員が必要な場合については、別途計上する。

F 1～F 2：運賃割増率

F 1：冬期割増

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割増
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	

F 2：深夜早朝割増

運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増
----------------------	-----

G：運搬質量（t）

H：その他の諸料金（円）

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路利用料
- b. 自動車航送船利用料
- c. その他

* 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については切り捨てる。

2) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用
仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み・取卸し費

場 所	作 業	費 用 (円/t)		
基 地	積 込 み	750	1,500	3,000
	取 卸 し	750		
現 場	積 込 み	750	1,500	
	取 卸 し	750		

- (注) 1. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。
2. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

(5) 重建設機械分解・組立

1) 適用範囲

本資料は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解・組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表を標準とする。

表5. 1 適用建設機械

機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ (リッパ装置付を含む) 普通 21 t 級以上～63 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下
バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ (超ロングアーム型は除く) 山積 1.0 m ³ 以上～2.1 m ³ 以下 (平積 0.7 m ³ 以上～1.5 m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4 m ³ 以上～0.6 m ³ 以下
ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型] 吊り能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル [油圧ロープ式・機械ロープ式] 平積 0.6 m ³ 以上～3.0 m ³ 以下 パイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・50～55 t 吊]
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊り能力 80 t 以上～550 t 以下
ク ロ ー ラ 式 杭 打 機	ディーゼルハンマ (防音カバー装置除く) 油圧ハンマ アースオーガ (二軸同軸式を含む) ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下
オ ー ル ケ ー シ ン グ 掘 削 機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径 2,000 mm以下 オールケーシング掘削機 [スキッド式] 掘削径 2,000 mm以下
地 盤 改 良 機 械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 (付属機器除く) 深層混合処理機 ペーパードレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下
ト ン ネ ル 用 機 械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下
連 続 地 中 壁 用 機 械	地下連続壁施工機 [回転水平多軸・クローラ式] 壁厚 1,200～2,400 mm 壁厚 650～1,500 mm

2) 施工歩掛

(イ) 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

表5.2 クレーンの規格選定

機 械 区 分		規 格	分 解 組 立 用 ク レ ー ン	
			機 械 名	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械		表5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t 吊
ブルドーザ		21t 級以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t 吊
		44t 級以下		50t 吊
		63t 級以下		
地盤 改良 機械	中層混合処理機	質量60t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t 吊
		質量120t 以下		
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン打機	質量60t 以下		50t 吊
		質量120t 以下		
		質量180t 以下		
クローラクレーン系		35t 吊以下 (クラムシェル 平積0.6 m ³ 含む)	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	25t 吊
		80t 吊以下 (クラムシェル 平積2.0 m ³ 以下含む)		50t 吊
		150t 吊以下 (クラムシェル 平積3.0 m ³ 以下含む)		
		300t 吊以下		
トラッククレーン系		表5.1 参照	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	50t 吊
クローラ式杭打機		質量60t 以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)]	50t 吊
		質量100t 以下		
		質量150t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]		表5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)]	60~65t 吊
		表5.1 参照 (本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 70t 吊を使用 する場合)	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)]	70t 吊

	表 5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型排出ガス対策型（第3 次基準値）〕100t 吊を使用す る場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕	100t 吊
	表 5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチ スジブ型・排出ガス対策型 （2011年規制）〕100t 吊を使 用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （2011年規制）〕	
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕	表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	45 t 吊

(注) 1. ラフテレーンクレーン、クローラクレーンは賃料とする。

ただし、オールケーシング掘削機〔スキッド式〕の分解組立用クローラクレーンは損料とする。

2. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

(ロ) 歩掛

分解・組立1台1回当り歩掛は、次表を標準とする。

表 5. 3 歩 掛

機 械 区 分	規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
ブ ル ド ー ザ	21 t 級以下	—	2.8	2.1	134	21
	44 t 級以下	—	4.6	3.4	132	21
	63 t 級以下	—	8.4	6.2	90	14
バ ッ ク ホ ウ 系	山積1.4m ³ 以下 〔油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む〕	—	2.7	1.4	216	24
	山積2.1m ³ 以下	—	4.5	2.3	221	25
ク ロ ー ラ ク レ ー ン 系	35 t 吊以下 〔クラムシェル 平積0.6m ³ 含む〕	—	3.0	0.8	384	22
	80 t 吊以下 〔クラムシェル 平積2.0m ³ 以下含む〕	—	5.5	1.5	375	21
	150 t 吊以下 〔クラムシェル 平積3.0m ³ 以下含む〕	—	11.3	3.1	287	16
	300 t 吊以下	—	20.5	5.7	286	16
ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	120 t 吊以下	—	4.3	1.5	439	97
	160 t 吊以下	—	5.7	1.9	454	100
	360 t 吊以下	—	11.7	4.0	443	97
	550 t 吊以下	—	20.9	7.1	446	98
ク ロ ー ラ 式 杭 打 機	—	60 t 以下	8.6	2.1	148	2
	—	100 t 以下	15.5	3.7	149	2
	—	150 t 以下	23.5	5.6	148	2

オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	—	3.9	3.4	515	5
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	—	—	4.9	11.9 (h)	483	4
	（本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 （第3次基準値）〕70t 吊を使用する場合	—	4.9	11.9 (h)	424	4
	（本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 （第3次基準値）〕100t 吊を使用する場合	—	4.9	11.9 (h)	320	3
	（本体工事でクローラ クレーン〔油圧駆動 式ウインチ・ラチス ジブ型排出ガス対策型 （2011年規制）〕100t 吊を使用する場合	—	4.9	11.9 (h)	312	3

表5.3 歩 掛

機 械 区 分		規 格	機 械 質 量 区 分	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)
地 盤 改 良 機 械	中層混合処理機	—	60 t 以下	16.0	2.4	229	4
		—	120 t 以下	41.2	6.3	190	3
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 ペーパードレーン打機	—	60 t 以下	16.0	2.4	191	3
		—	120t以下	41.2	6.3	190	3
		—	180t以下	64.6	9.9	189	3
トンネル用機械		—	—	5.4	2.0	503	8
連続地中壁用機械 〔地下連続壁施工機〕		—	—	54.4	9.5	144	4

- (注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。
 2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。
 3. 運搬費等には、下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。
 ①トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）
 ②自走による本体賃料・損料
 ③運搬中の本体賃料・損料
 ④分解・組立時の本体賃料
 ⑤ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
 4. 諸雑費は分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
 ①分解・組立時の本体賃料
 ②ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用
- 3) その他
 (イ) 深層混合処理機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量180t以下）を適用する。
 (ロ) 粉体噴射攪拌機（単軸式19.6kN・m×1）は、地盤改良機械（機械質量60t以下）を適用する。
 (ハ) 粉体噴射攪拌機（二軸式55kW×2）は、地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。
 (ニ) 粉体噴射攪拌機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機械（機械質量120t以下）を適用する。

2-3 準備費

(1) 準備費の積算

準備費として積算する内容は、次のとおりとする。

1) 準備及び後片付けに要する費用

- イ 着手時の準備費用
- ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
- ハ 完成時の後片付け費用

2) 調査・測量、丁張等に要する費用

- イ 工事着手前の基準測量等の費用
- ロ 縦、横断面図の照査等の費用
- ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
- ニ 丁張の設置等の費用

3) 準備として行う以下に要する費用

- イ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）
 - ロ 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用
なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）
- 4) 1)から3)に掲げるもののほか、伐開、除根、除草等に伴い発生する建設副産物等を工事現場外に搬出する費用、及び当該建設副産物等の処理費用等、工事の施工上必要な準備に要する費用。
- 5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。

(2) 積算方法

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)とし、積上げ計上する項目は前記(1)の4)に要する費用とし、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-4 事業損失防止施設費

(1) 事業損失防止施設費の積算

事業損失防止施設費として積算する内容は、次のとおりとする。

- 1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
- 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

(2) 積算方法

事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

2-5 安全費

(1) 安全費の積算

安全費として積算する内容は、次のとおりとする。

- 1) 安全施設等に要する費用
- 2) 安全管理等に要する費用
- 3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

(2) 積算方法

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
- ② 不稼働日の保安要員等の費用
- ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事）は除く）
- ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む）
- ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用
- ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）

- ⑨ 安全用品等の費用
- ⑩ 安全委員会等に要する費用
- ⑪ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における設備的防護対策に要する費用

上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。

- ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用
- ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善費に要する費用
- ③ 高圧作業の予防に要する費用
- ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
- ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- ⑦ 鉛等有害物を含有する塗料のかき落とし作業における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用
- ⑧ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用（トンネル（NA TM）の計測Aに要する費用については除く）
- ⑨ その他、現場条件等により積み上げを要する費用

1) トンネル建設工事における呼吸用保護具の積算

トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。

$$\text{呼吸用保護具等費用} = 1,490,000 + \text{総労務費} \times 0.5\% \text{ (円)}$$

なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費（鏡吹付施工労務費を含む）合計額とする。

2-6 役務費

(1) 役務費の積算

役務費として積算する内容は、次のとおりとする。

- 1) 土地の借上げ等に要する費用
- 2) 電力、用水等の基本料
- 3) 電力設備用工事負担金

(2) 役務費の積算

役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

(イ) 宅地・宅地見込地及び農地 $A = B \times 0.06 \div 12$

(ロ) 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$

A : 借地単価 (円/㎡/月) B : 土地価格 (円/㎡)

※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第 25 条、同運用に係わる場合に適用する。

2) 電力基本料金

料金は、負荷設備、使用条件に応じて異なるため、個々に電力会社の「電気供給規程」により積算する。

3) 電力設備用工事負担金

電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力甲等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の工事費負担金を総称するものである。

工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線路の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。

2-7 技術管理費

(1) 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容は、次のとおりとする。

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用

(2) 積算方法

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1)、2)、3)のうち下記項目とする。

- ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用
- ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用
- ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用
- ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用
- ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- ⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用
- ⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
- ⑩ P C上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用
- ⑪ トンネル工（N A T M）の計測Aに要する費用
- ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用
- ⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）
- ⑭ 施工管理で使用するO A機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）
- ⑮ 品質証明に係る費用（品質証明費）
- ⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

(イ) 特殊な品質管理に要する費用

- ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験

(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用

- ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用
- ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（N A T M）の計測Bに要する費用
- ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
- ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用
- ・防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用

(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用

- ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。

(ニ) I C T建設機械に要する以下の費用

- ・保守点検
- ・システム初期費
- ・3次元起工測量
- ・3次元設計データの作成費用

なお、システム初期費については1工事当り使用機種毎に一式計上とする（施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする）。

(ホ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

2-8 営繕費

(1) 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。

- 1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- 4) 労働者の輸送に要する費用

- 5) 上記 1)、2)、3)に係る土地・建物の借上げに要する費用
- 6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去・維持・補修）に要する費用
- 7) 1)～6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

(2) 積算方法

営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1)、2)、3)、4)、5)及び 6) の内以下の項目とする。

- ・コンクリートダム、フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去・維持・補修に要する費用を含む。

上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。

1) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕に要する費用

監督員詰所及び火薬庫等の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。

イ. 監督員詰所

- ・設置撤去する場合 $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$
- ・設置のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$
- ・撤去のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$
- ・損料のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$

ただし、 E_k ：監督員詰所に係る営繕費

(E_k には、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記 t の費用が含まれる。)

A ：建物面積 (㎡)

(建物面積は人員 2 名までは、25 ㎡を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)

M ：月数 (必要日数を 30 日で除し、小数第 2 位を四捨五入し、小数 1 位止めとする。)

t ：次の項目に要する費用

- a. 備品 (机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット) に要する費用

備品は損料として 13,800 円/月を計上する。

- b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。

2. 上記の E_k については、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。

3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管 (線) と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。

4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。

ロ. 火薬庫類

(イ) 火薬庫類の計上区分

- (a) 大規模工事 (1 工事の火薬使用量が、20 t 以上の工事)

表 2. 1 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格
火 薬 庫	2 級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0 ㎡
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 3.2 ㎡
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 ㎡
火 工 所	組立テント式 1.9 ㎡

(注) 各都道府県等の条例、現場条件等により現場に火薬庫を設置することが不適当と判断される場合は小規模工事に準ずる。

(b)小規模工事（大規模以外の工事）

表 2. 2 火薬庫類等の計上区分及び規格

火薬庫類等	規 格	適 用
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²	1日の使用量が 25kg 以下の場合は計上しない。
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²	

(注) 交通不便な箇所において火薬庫を設置して火薬類を保管する必要があると判断される場合、又は各都道府県等で条例、その他別途定められている場合においては、必要に応じて火薬庫を計上するものとする。

(ロ) 火薬庫類の営繕損料

表 2. 3 1現場当り火薬庫類損料

火薬庫類等	規 格	損料（2年以下一律）（円）
火 薬 庫	2級火薬庫 鋼製移動式 2 t 庫 5.0 m ²	620,000
火 工 品 庫	鋼製移動式 1 t 3.2 m ²	523,000
取 扱 所	鋼製移動式 3.2 m ²	459,000
火 工 所	組立テント式 1.9 m ²	54,000

(注) 1. 1現場当りの使用期間が2年を超える場合は、下記のとおりとする。
 a. 2～4年の場合は、上表損料の40%増とする。
 b. 4年を超える場合は、火薬庫類の耐用年数を考慮して別途積算する。
 2. 火薬庫類損料には、火薬庫類の設置・撤去、立入防止柵、警報装置等の費用を含む。

(ハ) 保安管理費

火薬庫、火工品庫を設置する工事にあたっては、火薬類盗難防止の万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。

保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30日／月×普通作業員単価（昼間単価）

(注) 火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。

(ニ) 火薬庫類の設置にあたり土地の借上げが必要な場合は、別途計上することが出来る。

- 2) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用。
- 3) その他、現場条件等により積上げを要する費用。

(3) 除雪工事で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正

- 1) 除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費率の補正について

積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、「2-8 営繕費(2)積算方法」のとおりであるが、除雪工事においては、現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舎、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。

- 2) 除雪工事において現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法

イ) 施工地域を考慮した補正係数を適用する場合

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×

（除雪工事補正共通仮設費率＋施工地域補正後の共通仮設費率－共通仮設費率）

- ・ 対象額（P） : 直接工事費＋（支給品費＋無償貸付機械等評価額）＋事業損失防止施設費＋準備費に含まれる処分費
- ・ 除雪工事補正共通仮設費率 : 共通仮設費率（K_r）×除雪工事補正係数（S_r）（%）
- ・ 除雪工事補正係数（S_r） : 現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数

- ・施工地域補正後の共通仮設費率 : 共通仮設費率 (K r) × 施工地域補正係数 (%)
- ・施工地域補正係数 : (2 - 1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正) の施工地域を考慮した補正係数による

市街地補正係数の適用については、「2 - 1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正 1) 施工地域・を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」を参照のこと。

なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域補正共通仮設費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表 3. 1 除雪工事補正係数 (S r)

区	分	補正係数
宿舎のみ	使用の場合	0.95
事務所のみ	〃	〃
倉庫のみ	〃	〃
宿舎と事務所を	〃	0.90
宿舎と倉庫を	〃	〃
事務所と倉庫を	〃	〃
宿舎、事務所、倉庫を	〃	0.85

3. 現場管理費

(1) 現場管理費の項目及び内容

1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

8) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

9) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

10) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

11) 交際費

現場への来客等の対応に要する費用

12) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

13) 外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

14) 工事登録等に要する費用

工事实績等の登録に要する費用

15) 動力、用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）

16) 公共事業労務費調査に要する費用

17) 雑費

1)から16)までに属さない諸費用

(2) 現場管理費の算定

- 1) 現場管理費は別表第2の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率 (Jo)}$$

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

- 1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第2の工種別現場管理費率を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

- b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

- c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

- d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{冬期率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{冬期率} = \frac{\text{12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日) までの工事期間}}{\text{工期}}$$

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
1 級 地	1.80
2 "	1.60
3 "	1.40
4 "	1.20

- (注) 1. 冬期率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
 2. 補正値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表~第4表)の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	対象	工種区分		
大都市(1)、(2)	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事	1.2	1
		舗装工事		
		電線共同溝工事		
		道路維持工事		
		下水道工事(1)、(2)		
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事	1.2	2
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	電線共同溝工事	1.2	2
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事	1.2	2
		道路維持工事		
		舗装工事		
		橋梁保全工事		

市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.1	3
一般交通影響有り（1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合を対象外とする。	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.1	4
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※）	1.1	5
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種（※）	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は、適用しない。

（注） 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

3) その他

- イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)及び2)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。
- ロ) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

- 1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

- 1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含めない。
- 2) 当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。
- 3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含めない。

(6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）

2) 上下水道料金

3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 処分費を計上する場合は、単価登録すること。

3. 上表により難しい場合は、別途考慮するものとする。

(7) 現場管理費の計算

現場管理費率は、別表第2による。

1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費 = 対象純工事費 × {(現場管理費率 × 補正係数) + 補正值}

対象純工事費：純工事費 + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理費率は、別表第2（第1表～第5表）による。

補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。

補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第2

工種別現場管理費率

第1表

工種区分	純工事費	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P・C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	純工事費	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	純工事費	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		
	下記の率とする	A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

第4表

純工事費 適用区分		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分	A		b		
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

純工事費 適用区分		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分	A		b		
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

(1) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

N_p : 純工事費 (円)

A、b : 変数値

(注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の (ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

① 一般管理費等

1. 一般管理費の項目及び内容

- (1) 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）
- (2) 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- (3) 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- (4) 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- (5) 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- (6) 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- (7) 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- (8) 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- (9) 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス等の費用
- (10) 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- (11) 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- (12) 交際費
本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
- (13) 寄付金
- (14) 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- (15) 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- (16) 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- (17) 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

- (18) 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- (19) 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- (20) 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- (21) 雑費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

2. 付加利益

- (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- (2) 株主配当金
- (3) 役員賞与（損金算入分を除く）
- (4) 内部留保金
- (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3. 一般管理費等の算定

一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第3の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率 (Gp)}$$

なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分 の (二)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

4. 一般管理費等率の補正

- (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。
なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。
 - 1) 前払金支出割合の相違による取扱い
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。
 - 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い
前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第5の補正值を加算したものを一般管理費等とする。
- (2) 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。
- (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）
について
自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第3

一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977 \quad (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率 (%)

C_p ：工事原価 (単位円)

(注) 1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

別表第4

一般管理費等率の補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) 別表第3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位g v止めとする。

別表第5

契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) 1. ケースー3の具体例は以下のとおり。

予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

② 消費税等相当額

消費税等相当額の積算は、次のとおりとする。

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

第4章 土木請負工事の特許使用料の積算

① 土木請負工事の特許使用料積算について

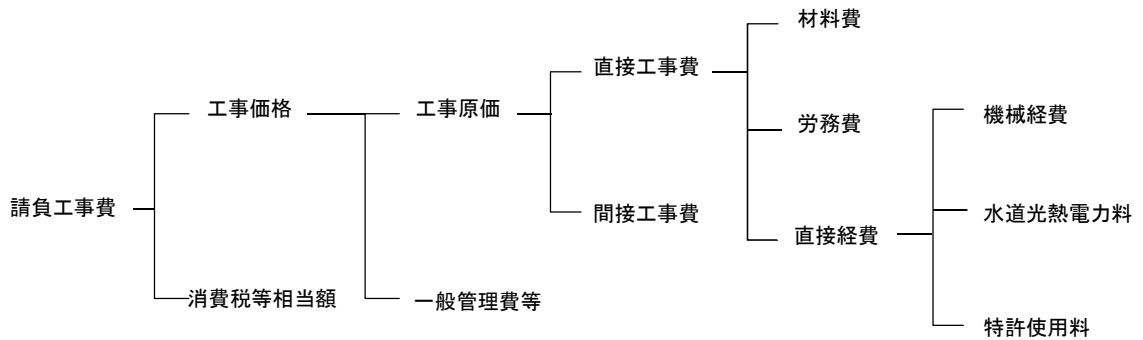
1. 土木請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。ただし、これよ難い場合は別途考慮するものと。

(1) 特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続のうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、且つ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

(2) 特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。



1) 特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等が有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

第5章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
 - 2) 通勤・通学の時間帯
 - 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
 - 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
 - 5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等
- 1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。
ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

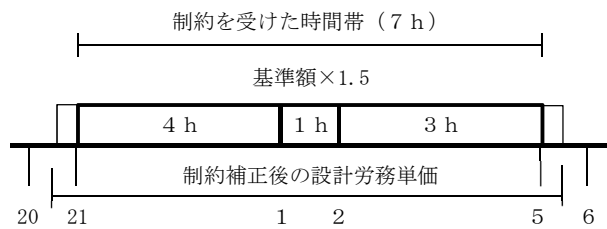
イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例－1、例－2）

設計労務単価＝〔公共工事設計労務単価＋割増し賃金〕×補正割増し係数

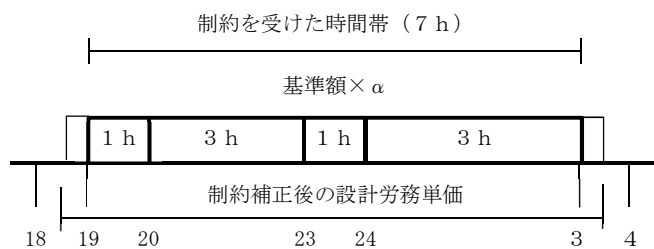
(例－1) 20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.5 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.71 \end{aligned}$$

ただし、割増し賃金＝基準額×0.5

(例－2) 18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times 1.428 \times 1.14 \\ &= \text{基準額} \times 1.628 \end{aligned}$$

ただし、α＝割増し率

$$\begin{aligned} &= (1\text{h} \times 1.0 + 6\text{h} \times 1.5) / 7\text{h} \\ &= 1.428 \end{aligned}$$

割増し賃金＝基準額×0.428

ハ) 設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

ニ) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

(4) 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」（建設省機発第65号）〔昭和55年2月22日付〕により、行うものとする。

(5) 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。